

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

| | | 資料番号 | 21 | 担当課 | 環境・ゼロカーボン推進 |
|---|-----------|--------|--|--------------|--------------|
| 法令名 | 愛媛県公害防止条例 | 根拠条項 | 26 | 不利益処 分の種類 | 大気汚染緊急時の措置命令 |
| 愛媛県公害防止条例（昭和44年10月11日条例第23号） （緊急時の措置） 第26条 知事は、気象状況の影響により大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、規則で定めるところにより、ばい煙排出者に対し、ばい煙量又はばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。 愛媛県公害防止条例施行規則（昭和47年1月14日規則第2号） （緊急時等） 第18条 条例第26条の規則で定める場合は、別表第9の中欄に掲げる物質について、それぞれ、同表の右欄に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるときとする。 2 条例第26条の規定によるばい煙排出者に対する命令は、大気の汚染の状況、気象状況の影響、ばい煙発生施設の種類及び規模等を勘案して当該措置が必要と認められる地域及びばい煙排出者の範囲を定めて行なうものとする。 3 前項の命令は、当該命令の内容その他必要な事項を記載した文書により、当該ばい煙排出者に対して行なうものとする。ただし、文書により行なうことが著しく困難であると認められるときは、電話その他の電気通信設備を使用して行なうことができる。 4 前項ただし書の方法により命令する場合にあつては、あわせて当該ばい煙排出者が当該命令の有無及びその内容を確認できる方法を講じ、かつ、伝達しなければならない。 5 前2項の規定は、第2項の命令が緊急時の措置をとるべき期限を明示せずに行なわれた場合における当該命令の解除について準用する。 別表第9（第18条関係） 緊急時 | | | | | |
| | 1 | いお酒化物 | (1) 1時間値100万分の0.5以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合 (2) 1時間値100万分の0.7以上である大気の汚染の状態が2時間継続した場合 | | |
| | 2 | 浮遊性物質 | 大気中における量の1時間値が1立方メートルにつき3.0ミigram以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合 | | |
| | 3 | 一酸化炭素 | 1時間値100万分の50以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合 | | |
| | 4 | 二酸化窒素 | 1時間値100万分の1以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合 | | |
| | 5 | オキシダント | 1時間値100万分の0.4以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合 | | |